

外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大 14 言語、幅広い業種に対応しています

厚生労働省では、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。
外国人労働者の労働災害防止のための教育資料としてお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材(マンガ・動画教材)を作成しています。



動画教材



YouTube

マンガでわかる安全衛生



未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。



画像は安全な
服装のマニュアル
(英語)



掲載ページ

労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う 個人事業者等の保護措置が義務付けられました

令和5年
4月1日
施行



ココが
Point!

労働安全衛生法第22条で定められている労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業(業務)が対象です

① 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人(一人親方、下請業者)に対しても以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業方法については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人にも保護具を使用する必要がある旨を周知すること

② 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人(一人親方、他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約

関係は問わない)に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し、労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること



詳細は厚生労働省 HP をご覧ください